

# 國民體力審議會官制中改正の件公布

國民體力審議會官制中改正の件は昭和十六年九月三日付官報を以て公布せられたが、從來の審議事項たる國民體力に關する重要事項に更に武道振興に關する重要事項の一項を加へたるをその主たる内容とするもので、之を掲ぐれば次の如くである。

## 國民體力審議會官制中改正

(昭和十六年九月二日  
勅令第八百四十號)

國民體力審議會官制中左ノ通り改正ス

第一條第二項ヲ左ノ如ク改ム

審議會ハ前項ノ外交部大臣又ハ厚生大臣ノ諮問ニ應ジテ武道振興ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス  
審議會ハ前二項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條第一項中「委員四十五人以内」ヲ「委員七十人以内」ニ改ム

第五條ヲ第六條トシ第六條ヲ第七條トシ第七條ヲ第八條トス

第五條 厚生大臣ハ必要ニ依リ審議會ニ部會ヲ置キ其ノ所掌事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

部會ニ部會長ヲ置ク會長又ハ會長ノ指名スル委員之ニ當ル

部會ニ屬スベキ委員及臨時委員ハ會長之ヲ指名ス

審議會ハ其ノ定ムル所ニ依リ部會ノ決議ヲ以テ審議會ノ決議ト爲スコトヲ得

## 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

武道振興委員會官制ハ之ヲ廢止ス

(參照)

昭和十四年七月二十勅令第四百九十七號國民

體力審議會官制抄録

第一條 國民體力審議會ハ厚生大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ國民體力ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

審議會ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

## 農地開發法一部施行期日の農

### 地開發事業令の公布

第七十六帝國議會の協賛を経たる農地開發法については本誌第二卷第四號本欄所載の如くで、その一部施行の件については本誌第二卷第五號に同法施行令と共に既載の通りであるが、同法中特に農地開發事業に關する部分の施行の件については右農地開發事業令と共に昭和十六年九月十三日付官報を以て公布せられた。之を掲ぐれば以下の如くである。なほ農地開發事業令施行規則も同日付の官報を以て公布せられてゐる。

### 農地開發法一部施行ノ件

(昭和十六年九月十二日  
勅令第八百五十二號)

農地開發法第四十四條乃至第六十一條ノ規定ハ昭和十六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

## 農地開發事業令 (昭和十六年九月十二日 勅令第八百五十三號)

第一條 農地開發營團 農地開發法第四十四條ノ事業(以下農地開發事業ト稱ス)ノ施行地區若ハ實施計畫ヲ變更シ又ハ施行ヲ廢止セントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ其ノ事業ノ全部又ハ一部ノ施行ヲ停止セントスルトキ亦同ジ

農地開發法第四十四條第二號ノ農地開發事業ニ關シ前項ノ認可ノ申請アリタルトキハ同法第四十六條第二項乃至第五項ノ規定ハ其ノ認可ニ之ヲ準用ス但シ實施計畫書中輕微ナル事項ノ變更ニシテ農林大臣ニ於テ縱覽ニ供スルノ要ナシト認メタルモノニ關シテハ同條第二項乃至第四項ノ手續ヲ省略シ同條第五項ノ手續ヲ爲スヲ以テ足ル

第二條 農地開發營團御料地及國有地ニ付當該官廳ノ承認ヲ得タルトキハ之ヲ農地開發事業ノ施行地區ニ編入スルコトヲ得  
國又ハ道府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ノ公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地ハ之ヲ農地開發事業ノ施行地區ニ編入スルコトヲ得ズ但シ農地開發營團當該行政廳又ハ公共團體ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 農地開發法第四十八條第一項ノ土地ハ當該耕地整理施行者、普通水利組合(水利組合法第九條第二項ノ場合ニ於ケル水害豫防組合ヲ含ム以下同ジ)若クハ北海道土功組合ノ同意ヲ得タルトキ又ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ農林大臣ノ認可アリタルトキハ之ヲ農地開發事業ノ施行地區ニ編入スルコトヲ得  
一 命令ノ定ムル所ニ依リ農地開發事業ノ施行ニ因